

利用者負担説明書

介護老人保健施設 いずみ

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険（及び介護予防）の給付にかかる1割または2割、3割の自己負担分と、保険給付対象外の費用（食費、居住費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、倶楽部やレクリエーションで使用する材料費、理美容代、診断書等の文書発行費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険（及び介護予防）の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症ケア加算）で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担の概要につきましては、裏面をご参照ください。

介護保険には、大きく分けて、入所して介護保険を利用する施設サービスと在宅で種々のサービスを受ける居宅サービス（及び介護予防のサービス）がありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーションは、利用に際しては、原則的に居宅サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので、注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者[地域包括支援センター]）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

令和7年6月 改定